

第11回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成21年1月29日（木）18:19～18:57

2. 場 所：総理大臣官邸4階 大会議室

3. 出席者：

○ 委員（50音順）

佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、8名）

○ 政府

麻生内閣総理大臣、河村内閣官房長官、野田消費者行政推進担当大臣、漆間内閣官房副長官、増原内閣府副大臣、並木内閣府大臣政務官 ほか

4. 議事次第

- ・消費者庁創設に向けた取組について

5. 議事の経過

（1）冒頭、麻生内閣総理大臣より挨拶があった。その概要は以下のとおり。

- 振り込め詐欺に限らず、最近の消費者を巡る問題はとても幅広いものとなっているが、被害者はどこに相談してよいか分からないという状況が続いている。かつては「看板に偽りあり」といった商品関係のトラブルが多かったように思うが、最近では金融関係のような複雑な問題が増加している。
- 日本の役所は、創設以来、生産者側に立った行政を展開してきており、商品などを使う側に行政が立つ経験は、この百数十年無かったこと。消費者庁という消費者側、利用者側の立場に立った役所は初めて創ることになる。改めて、関連3法案の成立を急ぎたい。
- 本会議において取りまとめて頂いた構想を元に、内閣として、関連法案や予算・組織の具体化を進めてきたところ。法案については、先の臨時国会に法案を提出し、野党に早期審議入りを求めてきたが、全く応じてもらえなかった。このことは甚だ残念。
- 今国会の冒頭に、「消費者問題に関する特別委員会」の設置を決定したところ。速やかに実質審議に入っていただき、年度内に関連法案の成立ができるよう頑張らなければならない。世間では予算ばかりが注目されているが、私としては、この消費者庁の問題のほうがはるかに大きな問題であると考えている。ぜひともご理解とご協力をいただきたい。

(2)その後、野田消費者行政推進担当大臣より「消費者庁関連予算の概要」(資料1)、
「消費者庁組織図」(資料2)、「内閣府における先行的取組について」(資料3)、
を用いて、消費者庁の予算、機構・定員及び内閣府における先行的取組を説明。

- 平成21年度当初予算と平成20年度一次補正、二次補正をあわせ、消費者の安全・安心確保のための体制強化策の予算として総額358億円を計上し、万全の予算を確保している。(資料1)
- 消費者庁の組織としては、長官の下に次長、2審議官、2参事官と8課を置き、定員は204人となっている。(資料2)
- 麻生総理と河村官房長官のご理解とご支援のもと、十分な予算・組織体制を構築できた。
- 消費者庁創設に先立つ内閣府の先行的取組としては、消費者の生命又は身体への被害に関する情報の集約、共有や緊急時の即応体制の強化のため、消費者安全情報総括官制度を昨年9月に立ち上げた。これまでに、事故米の問題や輸入食品の安全・安心の確保策に取り組んでいる。また、ヒヤリ・ハット情報を含む消費者事故情報を一元的に集約するシステムや、「要注意情報」を確実に抽出し、事故の防止に資するシステムの構築に向けた検討を進めている。(資料3)
- 法案に関する国会の状況については、通常国会冒頭に「消費者問題に関する特別委員会」が設置されたものの、法案審議に入っていない状況であり、政府としては、早期に法案審議をスタートさせ、年度内には成立させていただきようお願いしてまいりたい。

(3)資料の説明の後、各委員から以下の発言があった。主な意見は以下のとおり。

- 国民目線の行政への転換という意味では、消費者庁の創設は、行政改革の第一歩であるととらえている。
- 会議では、各委員が積年の思いをぶつけるように多くの注文をされていたので、報告書の中身が非常に濃いものとなっており、これが法案のかたちになるのかどうか、心配していた。しかし、今国会に提出されている法案は、我々の注文を的確に反映すべく、よく整理されており、過不足のない見事なものとなっている。どこに出しても恥ずかしくないものであり、弁護士会や長年消費者問題に携わってこられた方々も、早期成立を訴えておられるのがその証である。政府としては、ぜひ自信を持って早期の成立を図ってほしい。

- 省庁横断的な法律の立案も消費者庁の重要な役割である。各省庁は法律に定められた任務を乗り越えることはできないため、対応が迅速でなかったりすき間を生み出したりということが起こるが、これから社会が多様化していく中で、消費者の安全・安心に関わる問題については、ひとつの省庁では対応できなくなることは必至である。消費者安全法案は、省庁横断的な取組の第一歩であるが、この法案を契機として、第二段、第三弾と横断的な法律を整備して行ってほしい。そのためにも、一刻も早い消費者庁の創設を期待している。
- この数年、消費者の生命・身体に関わる事故が多発している中で事業者が事故隠しを行ったり、若者をめぐる契約トラブルや、食品の偽装表示等の問題が多発している。
- こうした中で、各省庁がバラバラに情報を収集・提供し消費者に混乱を招いたり、各省庁の管轄のすき間に陥る製品に問題が生じ、亡くなる方がいるにもかかわらず対応ができないというような状況が生じている。そうした状況を何とかするために、消費者庁の創設がぜひとも必要である。
- 現在の政府案は、この会議における議論やヒアリングを踏まえ、本当に消費者の意見を良く取り入れてくれた。まさに、この会議で取りまとめた内容をもとにできおり、およそ政府案として出たもののうち、これほど消費者の意見を取り入れたものもなかったのではないかと思う。
- 私としては、いつツボミが花開くのか、待ち遠しく思っている。国会の中では議論が止まっているかもしれないが、我々の生活は日々続いており、その間も事件は起きている。今年度中にぜひとも法案を成立させ、来年度早々にも消費者庁を創設してほしい。
- 野田大臣には、消費者行政推進会議の議論に途中から参画されたにもかかわらず、これまでの議論を丸ごと受け止めていただき、強力に推進していただいている。また、麻生総理には、就任当初から、前内閣と変わらぬ姿勢で引き続き消費者庁の創設に向けて主導していただいている。ともに感謝を申し上げたい。
- 現在、私が所属する業界は大変な状況になっているが、そうした中で、消費者心理に漠然とした不安感があるようであり、消費者と事業者が良い関係を築けることは、そうした状況の好転につながるものと期待。一刻も早く消費者庁を創設してほしい。
- 二次補正予算の成立により、地方消費者行政活性化のための基金が設立されることになる。現在、地方自治体は基金をどのように使うかを計画しているところであるが、消費者庁法案が通過しないと、いわば頭がないのに実働しなければならないという非常に難しい状況になる。ぜひとも、来年度、消費者庁と基金が同時にスタートできるように法案の成立を急いでほしい。

- ちょうど1年前に中国産冷凍餃子の事件が起こり、また、その後、メラミンのミルクへの混入などが起こるなど、中国からの輸入食品への不安が生じ、国産への需要が高まったが、そうすると国産食品に偽装問題が相次いで起こった。そうした状況において、現状では、食の安全を消費者の立場からしっかりと考えてくれる役所がない。
- また、ガス湯沸かし器による中毒事故やエレベーターによる事故については、現在、訴訟になっているが、個人が訴訟を起こすことによってしか原因究明や責任の所在の解明がなされないという状況にある。
- さらに、いまや3兆円を超える市場となった毎月分配型投資信託について、金融危機のあおりを受けて分配金の減額が相次いでおり、金融機関に説明を求める消費者が増加している。また、リスク限定型投信が条件を超えて値下がりしてきている。金融分野においても、早急な対応が必要である。
- 各省庁の方々は、すぐに「やれない」理由を探すが、消費者庁は、それを突破して、「すぐやる」という新しい行政に変わるための試金石となってほしい。
- 国家が何のためにあるかということ、消費者行政や年金、防災等を通じて国民の安全を守るということと、経済対策や雇用等を通じて国民を豊かにするという、その2点のためであると理解している。
- この2点は、別のようにも思えるが、最近の金融危機などをみると、輸出中心産業が軒並み苦しくなっており、特にサービス分野を中心とする内需の喚起が重要となっている。そして、内需を拡大するためには、消費者が安心して財布を開けてくれることが重要である。
- そのためには、サービスの信頼を確保して消費者が今、安心してお金を使える環境を整えることと、年金制度の確立により今お金を使うと後で困るようなことがないようにするという2点、すなわち、現在の安心と将来の安心を確保することが重要である。そうした意味では、景気対策としても、消費者庁を早期に成立させることが重要である。
- 本会議での中間報告の取りまとめの際には、感無量という表現を使わせていただいた。当時は、このまますんなりと設立されると考えていたが、このような状況になるとは予想していなかった。ぜひとも年度内に法案を成立させてほしい。
- 地方の消費者行政の充実のためには、ぜひとも、総理が知事会などの場で消費者行政に思い入れのある知事に働きかけ、消費者行政に力を入れれば地方はこう変わる、という見本を示すようにしてほしい。

- 野田大臣が盛岡に出張され、現地の消費生活センターを訪問された際には、地元のマスコミが大きく報道した。総理も地方を訪れた際には、ぜひとも現地の消費者行政関係者と交流し、姿勢をアピールしていただきたい。

- 私は、消費者行政は消防と同じくらい重要と考えている。消防は、消防法により地方の人口割合に応じて何人の職員を配置すると決まっており、住民は、全国一律のサービスを受けられるようになっている。消費者行政についても、地方分権や自治事務といった位置づけはあるが、消防と同じように人員や予算を流し込んでいくことで活性化を図ってほしい。

- 冒頭、総理が消費者問題は非常に幅広いと仰ったが、日本のGDPの5～6割は個人消費であり、消費者の購買は、まさに経済に非常に大きな影響を与えるものである。消費者庁はこじんまりとした役所であるが、その役割は膨大であり、小さくとも賢くその機能を果たしていかなければならない。

- 地方の消費生活センターは、全国で500箇所以上設置されているが、相談や啓発、高齢者の見守りなどを行っており、その業務は、まさに地方自治そのものである。そうした意味では、行政の仕組みを変える大きな鍵となっている存在であり、広がりを持った存在であることをご理解いただければと思う。

(4) 会議の終了にあたり、河村内閣官房長官、麻生内閣総理大臣からそれぞれ挨拶があった。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性があり）]